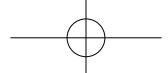


見直そう！ 刑法性犯罪

（性被害当事者の視点から）



一般社団法人 Spring



はじめに

一般社団法人 Spring 代表理事
SANE(性暴力被害者支援看護師) **山本 潤**

2017年6月、110年前につくられた日本の刑法性犯罪が、大幅に改正されたことは大きな喜びです。前回の改正では、私たち性被害当事者の声に、多くの方が耳を傾けてくださいました。しかし、性暴力の実態が充分に反映されたとは言えません。

今回の改正では「3年後に見直しを検討する」という附則がつきました。刑法性犯罪の積み残された課題を取り上げ、問題点を考えるきっかけになればと思い、このブックレットを作成しました。

すべての人の性的安全・性的健康が守られる日本を作るために、刑法性犯罪と性暴力をみなさまの身近な問題として、ともに考えてくださればうれしいです。

性暴力とは

相手の同意のない性的言動は性暴力です。国連は、身体の統合性と性的自己決定権の侵害を性暴力として定めています。

「性的自己決定権」とは、いつ、どこで、誰と性関係を持つのかを決める権利です。これは、すべての選択肢をお互いが十分に把握し、その瞬間の自由な意思に基づいて同意や拒否ができるときに発揮されます。

同意がなく、対等性がなく、自分の意思を無視され、望まない行為を強要される時、人は深く傷つきます。性暴力とは、決して許されない人権侵害なのです。

目 次

◎ はじめに／性暴力とは	1
◎ 2017年の刑法性犯罪改正	
改正が実現するまでの道のり	2
改正した点・改正しなかった点	3
附帯決議がつき、見直しの検討へ	4
◎ 2017年改正で積み残された課題	
1 公訴時効 強制性交等罪＝10年、強制わいせつ罪＝7年を過ぎたら加害者を罪に問えない	5
2 暴行脅迫要件 裁判で暴行脅迫が立証できなければ、不同意でも罪に問えない	6
3 性交同意年齢 13歳以上の被害者には、成人と同じ暴行脅迫要件が適用される	7
4 地位関係性を利用した性行為 対等でない関係における被害は潜在化しやすい	8
◎ 2020年に向けて私たちにできること	
海外の司法制度を知ろう	9
Springとともにアクションを	10
制作チームからのメッセージ / Springについて	11

2017年の刑法性犯罪改正 改正が実現するまでの道のり

110年前の明治時代に定められた刑法性犯罪が、一朝一夕で変わったわけではありません。

性被害当事者が声をあげ、それに後押しされて各方面に働きかけてくれた専門家や議員の方々の尽力がありました。

2014年9月

松島みどり法務大臣（当時）が発言
「強姦が、強盗より罪が軽いのはおかしい」

Spring's Voices「刑法は変えられないものと思っていたので、法改正の手続きがはじまることに驚き、勇気づけられました。」

2014年10月31日～2015年8月6日

法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」を開催

Spring's Voices「親子間でも真摯な同意に基づく性的な関係がまったく起こらないとは言えないのではないか」（取りまとめ報告書）など、性被害の現実を理解していない意見にショックを受けました。」

2015年10月9日

法務大臣が、有識者で構成される
法制審議会に検討を依頼（諮問）する

Spring's Voices「生活の基盤がすべて加害者に依存してしまっているような場合には、正常な判断が困難になる」（第3回会議議事録）、「暴行脅迫要件に引っかかって不起訴の山」（第2回会議議事録）など、性暴力被害の現実を理解した発言もあり、うれしく思いました。」

2015年11月2日～2016年6月16日

法務省「法制審議会一刑事法
(性犯罪関係)部会」を開催

2016年9月12日

法制審議会から法務大臣に検討した
結果を答える（答申）

Spring's Voices「45人の議員と面談、性被害当事者の声を届けました。刑法改正を議論する法務委員会でも、性暴力の実態、被害者の心情を理解した発言をしていただき感激しました。」

2017年1月～
第193回国会

2017年6月16日

刑法性犯罪改正！

Spring's Voices「110年間、大幅な改正がなかった刑法が改正されたことに心から感謝しています。懲役が5年以上となり、性交の範囲が拡大され、非親告罪化、監護者性交等罪などの創設に力をもらいました。しかし、今回の改正では解決できなかった課題もあります。私たちはその解決に向かって取り組みます！」

3年後を目処として、
必要があると認めるときは
見直しを検討する、
かも……!?

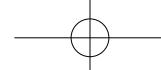
見直しする

→ 2017年の改正でも対象にならなかった被害を、再度検討できる

見直ししない

→ 被害が認められず救われない被害者が残る

→ 罪に問われない加害者が処罰されず、更生の機会を奪われる



2017年の刑法性犯罪改正

改正した点・改正しなかった点

国会審議を経て、改正刑法が2017年6月16日に成立、同年7月に施行されました。

事前の検討会で議論された9つのうち、改正されたものと、改正を見送られたものとに分かれました。

		改正前	2017年6月改正後
変更	名称	強姦罪	強制性交等罪
	犯罪の定義	男性器が女性器に挿入された場合のみ 被害者は女性、加害者は男性のみ	肛門性交・口腔性交も含める 女性以外も被害者に、男性以外も加害者に
	法定刑	3年以上の有期懲役／強姦致死傷・準強姦致死傷は無期又は5年以上の有期懲役／まず強盗、次に強姦をした場合は「強盗強姦罪」となり無期又は7年以上の懲役。しかしまず強姦、次に強盗をした場合は「強姦罪」と「強盗罪」の単なる併合罪となり、無期懲役にならない	5年以上の有期懲役／強制性交等致死傷・準強制性交等致死傷は無期又は6年以上の有期懲役 まず、強制性交等、次に強盗をした場合も、無期または7年以上の懲役
	親告罪	強姦と強制わいせつは親告罪（被害者が告訴しなければ、検察は事件を起訴できない）	強制性交等と強制わいせつの非親告罪化（事件の認定をもって、検察は事件を起訴できる）
	新設		「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」18歳未満の子どもを監護（生活全般を支える）する親や児童養護施設職員など、その影響力に乗じて性交・わいせつ行為をした者を処罰できる
変更なし	廃止	2人以上の加害者による強姦は「集団強姦罪」となり、4年以上の有期懲役 「集団強姦致死傷罪」であれば無期または6年以上の有期懲役	法定刑の引き上げに伴い「集団強姦罪」ならびに「集団強姦致死傷罪」を廃止
	性交同意年齢	被害者が13歳以上の場合、暴行脅迫により、抵抗できなかったことが認められなければ強姦や強制わいせつにならない	変更なし →積み残された課題3 (p7) をチェック！
	公訴時効	強姦罪10年 強制わいせつ罪7年	変更なし →積み残された課題1 (p5) をチェック！
	暴行脅迫要件	暴行又は脅迫を用いて	変更なし →積み残された課題2 (p6) をチェック！
変更なし	地位関係性	被害者と加害者の年齢差や従わなければならない人間関係（教師と生徒、指導者と教え子、上司と部下）に関わらず、暴行脅迫により、抵抗できなかったことが認められなければ強姦や強制わいせつにならない	変更なし →積み残された課題4 (p8) をチェック！

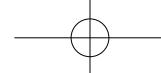
2017年の刑法性犯罪改正 附帯決議がつき、見直しの検討へ

2017年の改正では、国会衆参法務委員会の与野党が修正案を提出。実行にあたり政府や裁判所に配慮を求める附帯決議と、2020年の見直しを検討する付隨的な規定である附則を定めました。

附則（検討）第九条

政府は、法律の施行後三年を目途として、施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。

	衆議院附帯決議	参議院附帯決議
一	本法が成立するに至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関及び裁判所の職員等に対して周知	本法の趣旨、本法成立に至る経緯、本法の規定内容等について、関係機関等に周知徹底する
二	「暴行又は脅迫」「抗拒不能」の認定について、調査研究を推進するとともに、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、被害者の心理等について研修を行う	「暴行又は脅迫」「抗拒不能」の認定について、調査研究を推進、司法警察職員、検察官及び裁判官に対して、被害者の心理等について研修を行う
三	二次被害の防止、適切な証拠保全、かつ、起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮、処分の理由等について丁寧な説明に努める	偏見に基づく不当な取扱いを受けることがないようにするとともに、二次被害の防止に努める。適切な証拠保全を図る
四	性犯罪等被害の実態把握に努める	被害者となり得る男性や性的マイノリティに対し、偏見に基づく不当な取扱いをしないことを徹底する
五	被害者の氏名の秘匿、捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに対する配慮、検討を行う	起訴・不起訴等の処分を行うに当たっては、被害者の心情に配慮、処分の理由等について丁寧な説明に努める
六	ワンストップ支援センターの整備を推進	ワンストップ支援センターの整備を推進
七		被害者の氏名の秘匿、捜査及び公判の実情や、被害者の再被害のおそれに対する配慮する
八		児童が被害者である性犯罪については、被害が特に深刻化しやすいことを踏まえ、被害児童へ配慮した取組をより一層推進
九		性犯罪者は、再び類似の事件を起こす傾向が強いことに鑑み、効果的な再犯防止対策を講ずる



2017年改正で積み残された課題 1

公訴時効

強制性交等罪＝10年、強制わいせつ罪＝7年を過ぎたら加害者を罪に問えない

ケース

Aさんは4～10歳のとき、親戚の夫婦から日常的に性虐待を受けていた。男性は「このことを誰にもいうな」とAさんを脅し、性的に侮辱する言葉をあびせ、性交した。女性からは性器に物を挿入された。Aさんは自分の身に起きていることが理解できず、助けを求めることが不可能だった。その後、かい離で性虐待の記憶を失っていたが、25年後に記憶がよみがえり、体調を崩して精神科を受診、精神科医からPTSDと診断された。弁護士に相談したところ「時効のため訴えを起こすことはできない」という答え。性犯罪に時効があるために、加害者を訴えるという“選択肢”すら、Aさんには残されていなかった。

—— Springに寄せられた、事件化されない性暴力の事例

▼なぜこのままだといけないの？

- 1 性暴力に対する正常な反応である「かい離」のため、被害者は被害を認識するのに時間がかかる。
- 2 記憶がよみがえってからはPTSD症状により、加害者をすぐに訴えることはできず、時効となってしまう。

つらい気持ちにフタをして生きてきて、何十年も経ったある日、何かをきっかけに思い出す……私もそうだった。



子どもは自分の身に起きていることの意味がわからない。たとえ意味がわかったとしても、親を心配させると思うと言えない。10年以内には訴えられないよ。



性的虐待はめずらしくなく、子どもや若年層ほど被害に遭いやすいのです※注1。性暴力は被害者にとって、感情や感覚、被害の記憶を忘却しないと生き延びれないほどダメージが大きいものです。記憶がよみがえったら普通の生活も送れないほどのPTSD症状にさいなまれるケースがほとんどです。



性犯罪は「魂の殺人」とたとえられるほど尊厳を傷つける行為で、性被害を受けた人の自殺率は6.4倍も多くなるんだよ※注2。身体の殺人は時効がなくなったのに、性犯罪にはまだ時効があるんだね。



やっぱり性犯罪に時効があること自体、おかしいよ。時間が経ったからって許される罪じゃない。スイスでは12歳未満の子どもの性犯罪は時効を撤廃しているし、イギリスは年齢問わず性犯罪に時効はないんだって！



もっと性犯罪の特性を理解したうえで、公訴時効を検討するべきだと思います。これまででは証拠の散逸や、記憶があいまいになることが問題視されてきましたが、現代は科学が進歩してDNA鑑定の精度も高くなり、証拠保全の期間も長くなりました。スマートフォンなどの電気通信機器や、SDカードなどの電子記憶媒体に残った記録などからも、証拠が得られやすくなっています。



何年経っても「訴える」という選択肢があることが大事だね。それによって加害者が更生して再犯がなくなれば、新たな被害者も生み出さずに済むよね。

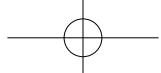


※注1 平成29年度犯罪被害類型別調査－警察庁

※注2 性的被害経験のある学生は非被害者の学生と比べ
自殺企図の割合が6.4倍(Tomasula et al, 2012)

▼Springの提案

**私たち性被害当事者は、
刑法性犯罪における
公訴時効の
撤廃を求めます！**



2017年改正で積み残された課題 2

暴行脅迫要件

裁判で暴行脅迫が立証できなければ、不同意でも罪に問えない

ケース 2017年11月、当時19歳のBさんはスポーツクラブで知り合った40代前後の男性に誘われ、バーで強い酒を何杯も飲まされた。気づくと男性の自宅にて、無理やり性交させられていた。携帯電話で動画撮影する男性に、「やめてください、撮らないでください」と泣き叫んで言ったが、顔を隠すのが精いっぱい抵抗できる状況ではなかった。男性は「うるせえ、殺すぞ」と言い、Bさんは頭に毛布をかぶせられ息ができなくなった。検察側は、動画を見て「動画を撮らないほしいということはわかるが、性行為を嫌がっているかどうかわからない」として、証拠が不十分である「嫌疑不十分」の理由で不起訴となった。

—— Spring スタッフが取材したケース

▼なぜこのままだといけないの？

- 1 激しく抵抗できなければ、暴行脅迫要件が適用されない。
- 2 途切れ途切れに抵抗したことで心神喪失も抗拒不能も認められず、準強制性交等罪も適用されない。

レイプには「強制性交等罪（刑法177条）」か「準強制性交等罪（刑法178条）」のどちらかが適用されるんだね。



前者は、13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交をすること。後者の準強制性交等罪は、13歳以上の被害者を心身喪失あるいは抗拒不能の状態にさせて性交等をしたり、その状態であることをを利用して性交等をすることです。被害者がお酒や薬物によって抵抗できない状況は、後者に該当します。



Bさんは途切れ途切れだけど意識があり、泣き叫んで抵抗を示していたから、準強制性交等罪は適用されない。一方で、検察は「暴行脅迫を立証できるほど、激しく抵抗したとは言えず、強制性交等罪も適用されない」って判断したんだって……。



精いっぱい抵抗をしたのになあ。暴行脅迫が立証できるのは、どんな状況なの？



1958（昭和33）年の最高裁判例では「被害状況のみを取り上げるのでなく、相手（加害者）の年齢、性別、素行、経歴、時間、場所、周囲の環境、その他の具体的な事情とともに解釈すべき」としています。



よって被害者が身の危険を顧みずに抵抗しなかったとしても、一連の事情によって“抵抗できない心理状態がつくり出された”と証明できれば犯罪と認められます。



このケースでは年齢差もあるし、「うるせえ殺すぞ」と言わされて鼻と口を塞がれたのに、「暴行」と認められなかつたんだね。なぜ不起訴になってしまったんだろう？



「嫌がっている=不同意である」こと自体を罪に問えるようにした方がいいのでは。



イギリスでは、被害者が性交に同意しておらず、加害者に被害者が同意していた信じている合理的な理由がなかった場合には、性犯罪が成立します。



日本も「対等な関係での、真摯な同意に基づく性行為でなければ性犯罪」という新しい価値観で性暴力と向き合うべきだよ。



▼Springの提案

私たち性被害当事者は、
不同意性交を性犯罪と
することを求めます！



性交同意年齢

13歳以上の被害者には、成人と同じ暴行脅迫要件が適用される

ケース 2007年6月、24歳の男性が14歳の女子中学生に対し、知り合って2日目（付き合った当日）に性交した行為が強姦罪（現強制性交等罪）として起訴された。少女が「今日は性交をやめておこう」と発言し、拒絶する態度を示したことから、性交に同意していなかったことは認められた。しかし、加害者が「反抗を著しく困難にする程度の暴行」を加えたとは認められず、少女が強い抵抗を示さなかつたことで、加害者は少女が性交を受け入れたと誤信した疑いは払拭できないとして、加害者に無罪を言い渡した。 —— 大阪地方裁判所 平成20年6月27日 判決

▼なぜこのままだといけないの？

- 1 13歳以上の未成年者が成人から被害に遭っても、暴行脅迫があったと認められないと有罪にならない。
- 2 義務教育過程で性交の結果何が起きるのかを教えられないため、性交に対し適切な判断が困難※注1。

子どもが成人から加害されて、同意がなかったと認められた……。なのに現状の刑法では、13歳以上だから大人と同じように暴行や脅迫があったかどうかを問われるんだね。



私も13歳のときに22歳の人から被害に遭ったけど、暴行や脅迫なんてなくても、それだけの年齢差があれば怖くて言うことを聞くしかなかったよ。



性犯罪は10～20代の若年層が最も被害に遭いやすいんです※注2。ここを法律はどう守るかは大事なポイントですね。



義務教育において、13歳はまだ「性交」について教えていないんだよ。それは妊娠や中絶、性感染症の知識がないってことだよね。



18歳未満の未成年者は「青少年保護育成条例」の淫行条例によって保護されていますが、罰則が軽く初犯であればほとんど罰金で済ませられることも問題です※注3。



中学校では性交について教えないのに、性交同意年齢が、実質、小学生まで、中学生が同様に保護されないのはおかしいよ。



「同意年齢」という言葉のせいで、同意能力のことばかり議論されますが、本当は「年齢差、上下関係があるなかで行われる性的接触から、一定年齢以下の子どもを守る」という考え方方が重要です。少なくとも義務教育年齢以下の子どもを法律で守らなければなりません。



子どもは成長過程にあるのだから、大人と同じように判断することがむずかしいよね。だからこそ小、中学生の子どもは絶対に保護しなくちゃいけない存在ってことだよね！



※注1 学習指導要領の解釈：中学校保健体育の学習指導要領は「妊娠の経過は取り扱わない」という、いわゆる「はどめ規定」によって「中学生に性交は教えてはならない」と解釈されている。その結果、教科書に「性感染症を予防するためには性的接触はしないこと」と記載されても、そもそも性的接触がどういう行為なのか、そのリスクや意味を十分に伝えられているとはいえない。

※注2 平成29年度犯罪被害類型別調査 - 警察庁

※注3 刑法では親などの監護者から18歳未満の子への性交・わいせつのみ暴行脅迫要件は不要。条例では罰則規定（都道府県によって異なる）がある場合、刑事罰となる可能性があり、2年以下の懲役と定めている自治体もある。

▼Springの提案

私たち性被害当事者は、
性交同意年齢を
**「16歳未満」に
引き上げるよう求めます！**

地位関係性を利用した性行為

対等でない関係における被害は潜在化しやすい

ケース

新卒で入社したDさんは、部長Xの営業に同行した際、「仕事のことを話そう」と食事に誘われ、終電がなくなるまで付き合わされた。「何もしない」という言葉を信じホテルへ行くと、無理やり性交をさせられた。社内で絶大の信頼と実績があるXに、自分が同意していなかったと伝えると「ついてきたお前が悪い」といわれた。Dさんは「自分が訴えても相手にされない、仕事も失うかも」「自分が騒ぎを起こすとほかの女性たちにもマイナスになるだろう」と考え、被害を人事に相談できなかった。 —— Springに寄せられた、事件化されない性暴力の事例

▼なぜこのままだといけないの？

- 1 対等な関係性でない二者間で力関係を利用して、性暴力を行っている。
- 2 「所属コミュニティから居場所がなくなるかもしれない」という不安から、被害を訴えることが困難。

加害者の地位や影響力が被害者よりも高い場合、その立場を濫用して性暴力が起きるし、被害者は抵抗することも、助けを求めることも困難になるんだ。



Dさんのように上司と部下なら、仕事を失うかもしれない。ほかにも、教師と生徒なら、成績や進路に影響することが考えられる。そうなると逆らったり助けを求めたりすることは、すごくむずかしいよ……。



医者と患者、あるいは宗教指導者と信者の場合、治療や儀式と騙された被害者が性暴力被害に遭うこともあるよ。



年齢差のあるきょうだいや、祖父やおじなどの親戚が加害者だと、家族が加害者を守ることもあるし、被害者が責められたり、孤立したりしてしまうよ。



被害者と加害者が対等な関係性でない場合、二者間で立場が上の者は、被害者への影響力や信頼を利用・濫用し性暴力を行えます。被害者は性暴力を訴えることで、所属コミュニティや居場所を失うというリスクを負わされるため、泣き寝入りをせざるを得ないこともあります。



そのうえ被害者は「断らなかった自分が悪い」と自分を責めたり、「私は同意したんだ」と無理やり思い込もうとする。信用していた相手からレイプの被害にあったと認めるることは、被害者にとってこんなにも苦痛が大きいんだ。



身近な人に被害を相談しようと思っても、Dさんのように多くの葛藤があるのです。仮に警察に届け出たとしても、暴行脅迫要件(6ページ)が適用されて、抵抗の有無を問われてしまったら、裁判にすらならないこともあるんですよ。

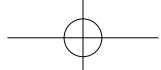


対等な関係性でないなら、暴行や脅迫がなくても性暴力を行えるという実態を踏まえる必要があるんだね。



▼Springの提案

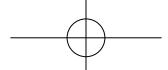
私たち性被害当事者は、地位関係性を利用した性犯罪規定の創設を求めます！



2020年に向けて私たちにできること 海外の司法制度を知ろう

性犯罪の規定は国により異なります。海外では犯罪と認められても、日本では犯罪にならないケースがあります。
日本が海外より性犯罪が少ないわけではありません。

国・地域	暴行／同意	構成要件	性交同意年齢 絶対保護年齢	法定刑	公訴時効
日本	暴行脅迫	13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という）をした者／13歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様とする	13歳未満	5年以上20年以下の有期懲役	強制性交等罪10年 強制わいせつ罪7年
イギリス	不同意	Aが故意に自己のペニスを他人Bの同意なしに膣、肛門又は口に挿入／Bが同意するとAが合理的に確信していなかったとき	16歳未満	終身刑	時効なし
アメリカ ミシガン州	強制／抑圧	強制または抑圧が性的挿入を成し遂げるために用いられた場合	17歳未満	11月以上15年以下の拘禁刑	犯罪が行われてから10年以内 又は被害者の21歳の誕生日まで起訴可能／DNAを含む犯罪の証拠が得られた場合、いつでも起訴可能
アメリカ カリフォルニア州	不同意	積極的同意があるかどうか	18歳未満	3年、6年又は8年の拘禁刑	18歳未満の場合、被害者の28歳の誕生日前まで／収集された生物学的証拠のDNA型鑑定によって犯人の身元が識別された日の1年以内であれば、告訴可能
フランス	暴行 強制 脅迫 不意打ち	暴行、強制、脅迫又は不意打ちによって実行する性的挿入行為の全て	15歳未満	10年以上15年以下の拘禁刑	未成年者の場合、成人に達した時から進行を開始し、満30年／その他の時効期間は満20年
ドイツ	不同意 不意打ち	他人の認識可能な意思に反して、その者に対する性的行為を行ったり、その者に性的行為を行わせたり、性的行為を行うよう誘発した者	14歳未満	6月以上5年以下の自由刑	児童の性的虐待の場合は30歳まで時効を停止して、その後20年間起訴可能
韓国	暴行脅迫	暴行又は脅迫により、人を強姦した者／人に対し、口腔、肛門等の身体（性器は除く）の内部に性器を入れ、又は性器、肛門に指等の身体（性器は除く）の一部又は道具を入れる行為をした者	13歳未満	3年以上30年以下の懲役／肛門・口腔性交、異物挿入は2年以上30年以下の懲役	13歳未満、身体的または精神的障害があるものは時効なし／未成年者は成人まで停止／未成年者の場合、DNA証拠等との罪を証明できる科学的な証拠があるときは、公訴時効を10年延長
台湾	暴行脅迫 不同意	男女に対して暴力・脅迫・恐迫・催眠術又はその他のその意思に反する方法によって性交をした者		3年以上10年以下の有期懲役	
カナダ	不同意	被害者である男女の意思に基づかないで性交を含む性的接触を行う「性的暴行（sexual assault）」	成人との 性的活動は 16歳未満	10年以下／被害者が 16歳未満の場合、短期1年の拘禁刑を追加	
ブータン	不同意	被害者の同意がない、あるいは脅迫や暴行によって同意を得ている			
インド	不同意	意に反して、あるいは同意なく、あるいは同意が強要や脅迫によって得られた場合			



2020年に向けて私たちにできること Springとともにアクションを！

ここまで見てきたように、積み残された課題は確かにあります。

けれど私たちは前を向き、それを見直し、声をあげることができます。みんなの声を、お待ちしています。

～私たちにできること～



沈黙のうちに語られるものに
とぎれとぎれに伝えられる言葉に
叫びだしたい気持ちのなかに
一人ひとりの「声」を見る。
集まれ One Voice !



一人ひとりの声はか細くても
それを集めたらきっと
社会を変えるほどの
大きな「声」になる。
届け One Voice !



Spring では、
市民の「声」を政策決定の場に届けるロビинг活動をしています。
「刑法性犯罪を見直したい」「一緒に声を上げたい」
そう思った方は、私たちと一緒にアクションを起こしましょう！
2020年、刑法性犯罪の見直しを決めるのは、冊子を手に取った皆さんです。

この冊子を手に取った皆さんへのお願い

議員の方は…

- ▼知り合いの議員に冊子をプレゼントする
- ▼冊子を勉強会で活用する
- ▼国会や委員会で質問する

市民の方は…

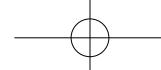
- ▼友人や知人に冊子をプレゼントする
- ▼冊子を使って勉強会をする
- ▼市区町村や都道府県の議員に冊子を手渡しする
- ▼「One Voice」に参加する



OneVoiceメッセージを書いて、写真を撮影し onevoice@spring-voice.org にお送りください。
QRコードからもアクセス可能です。送っていただいたお写真は、下記の広報で使用させていただきます。

- ・Spring ブログへ掲載
- ・ツイッターでのつぶやき
- ・イベントのPR など





一般社団法人 Spring 編



「見直そう！刑法性犯罪～性被害当事者の視点から～」 制作チームからのメッセージ



山本 潤（一般社団法人Spring 代表理事）

性被害を経験した私たちの声を聞き、実態に即した議論がなされることを願っています。3年後の見直し検討のチャンスを、ともにつかみましょう！



早乙女祥子

性被害にあっても強くしなやかに生きている人たちがたくさんいる、あなたもそうできるのだと、伝えたい。当事者の声が、希望を持てる社会へ変える！



志万田さわり

私たちはもう性暴力に対して無力じゃない。被害者が自分の人生を取り戻せるまで、当事者として声を上げつづけようと思います。



水野 葵

自分の身に起きたことが性犯罪であると、ちゃんと認識される社会になるよう、願っています。大切なひとつひとつの声が、社会に届きますように。



あなたの応援が
私たちの励みになります。

▼ご支援のお願い

性暴力の実態に即した法律の制定を目指す、私たちの活動へのご協力をお願ひいたします。



クレジットカードでの
支払いはこちらから
<https://pne.club/spring>
※QRコードを読み取り、
リンクからお申し込みください。



Spring会員制度の詳細

※QRコードを読み取り、
リンクからお申し込みください。



岩田美佐

性暴力を"なかったこと"にしなくていい社会に。私たちにも社会を変える力があると信じて、たくさんの人とつながり、声を届けていきたい。



佐藤由紀子

性被害後も生きる勇気と希望を持てる社会になるために、私たちは声を上げつづけます。ひとりでも多くの人に私たちの声が届くことを願っています。



中野宏美

みんなの性暴力後の人生が、刑法性犯罪にきちんと位置づけられるように、声が届き、人がつながり、社会が動くことを信じています。

一般社団法人 Springについて

日本初の法人化された性被害当事者団体として2017年7月7日に設立しました。性被害後も生きる希望を持てる社会の実現のため、アドボカシー活動を展開しています。

Webサイト <https://ameblo.jp/spring-voice-org/>

Mail info@spring-voice.org

facebook @Spring20170707

twitter @harukoi2020



見直そう！刑法性犯罪
～性被害当事者の視点から～



編集：一般社団法人 Spring
編集協力：三浦ゆえ(Spring)
デザイン：秋吉あきら
発行：2018年10月
本冊子は「WAN 基金助成事業」により作成されました。